

## 北里大学研究倫理規準

平成19年 7月20日制定

平成26年11月21日改正

平成28年11月 1日改正

研究者は、自ら生み出す専門知識及び技術の質を担保する責任を有し、更に自らの専門知識、技術及び経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧に貢献するという責任を有する。したがって、学術研究に従事する研究者は、自身の自由な研究活動における目的を達成するに当たり、社会倫理を逸脱しないよう自らを強く律して研究を遂行し、同時に、その豊かな識見をもって、学生の教育、後継者の養成及び社会への貢献活動などを行う責務がある。

北里大学は、その構成員が研究者としての基本的姿勢を尊重し、社会からの信頼と尊敬を得るにふさわしい学術研究活動を遂行するため、いかなる努力も惜しまないことをここに表明する。

(目的)

第1条 北里大学（以下「本学」という。）は、学術研究が科学的及び社会的に見て適切な方法で進められ、社会からの信頼を確保することを目的とし、研究者として遵守すべき倫理規準（以下「本規準」という。）をここに定める。

(研究者の定義)

第2条 本規準における「研究者」には、本学の専任教職員のみならず、本学において研究活動に従事する者（非常勤の研究員等）を含む。

(研究者の倫理)

第3条 研究者は、研究に際し、次の事項を遵守する。

- (1) 研究者は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格及び自由を尊重し、属性及び思想信条による差別を行わない。
- (2) 真理の探究に従事する者として、不正な手段により研究活動及びその成果を歪曲しない。
- (3) 共同研究者、研究協力者、研究支援者等を自分と対等な人格として尊重し、研究活動に参加する大学院学生及び学部学生等に対する不当な取扱い及び抑圧による制限等をしない。
- (4) 研究者としての能力及び適切な知識の水準の維持及び向上を目指し、常に自己研鑽に努める。
- (5) ヒトを含む生物を対象とする研究を行う場合には、科学的かつ社会的に妥当な方法で進める。
- (6) 国際的及び国内的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等並びに本学の諸規程を遵守する。

- (7) 研究成果の公表及び社会への還元を積極的に行う。
- (8) 自らの研究活動、研究計画、研究目的及び進捗状況について社会への説明に努める。  
(学術研究における不正防止)

第4条 研究者は、自らの研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わない。

- 2 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等の適切な取扱い並びに管理及び保存を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境及び教育環境の整備に努めなければならない。
- 3 研究者は、研究環境及び教育環境の安全の維持並びに環境への負荷の軽減のために、環境及び安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射性同位元素、遺伝子組換え生物、劇毒物、環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、指針、本学規程等を遵守しなければならない。

(研究成果の公表の在り方)

第5条 研究者は、研究活動に実質的に関与し、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合のみオーサーシップを認められる。

- 2 研究者は、発表する研究データの信頼性の確保に向けて最善の努力を払うとともに、他の研究者の研究成果及びオリジナリティを尊重して公正かつ適切な引用を行わなければならない。
- 3 研究者は、先行研究の諸成果を精査し、尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、プライバシー保護の重要性にかんがみ、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものは、これを他に漏らしてはならない。

(研究費の適正な使用)

第8条 研究者は、研究費が学生納付金、国、地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄附金等から提供されていることにかんがみ、研究費を適正かつ効率的に運用しなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究以外の目的に流用してはならない。
- 3 研究者は、研究費の用途を定めた法令、当該研究費の使用条件及びルール並びに本学の規程等を遵守し、その用途に関する書類等の管理を厳重に行い、交付期間終了後、適切に説明責任を果たせるように努めなければならない。

(本学の責務)

第9条 本学は、本規準の精神を学内に周知徹底し、本規準にのっとった教育活動及び研

究活動を具体的に遂行するための諸規程の整備並びに運営組織の設置及び充実に努める責務を有する。

2 本学は、本規準の運用を実効あるものとするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、適切な措置を講ずるものとする。

(事務)

第10条 この規準に関する事務は、研究支援センター事務室が取り扱う。

(この規準の改廃)

第11条 この規準の改廃は、学部長会の議を経て、理事会において決定する。

附 則

この規準は、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この規準は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規準は、平成28年11月1日から施行する。